

札介保（指）第 19966 号  
令和 2 年（2020 年）3 月 13 日

札幌市内の  
通所介護、地域密着型通所介護  
通所型サービス、認知症対応型通所介護  
通所リハビリテーション 事業所管理者 様

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部  
事業指導担当課長

### **新型コロナウイルス感染拡大防止に係る通所系サービス事業所の 自主休業時や利用者宅に訪問してサービス提供する際等の留意点 について**

日頃から札幌市の介護行政の推進に御協力賜り、また、今般の新型コロナウイルス感染症対策に御尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各通所系サービス事業所において臨時に**自主休業を行った場合や、利用者宅に訪問してサービス提供する際等の現時点の留意点**について、別紙のとおりお知らせいたします。

なお、厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 2 報）」（以下「第 2 報」という。）別紙 1 - 1、2 の、異なる場所でのサービス提供や、事業所の職員が利用者の居宅を訪問してのサービス提供などの臨時的取扱いについては、**通常の実業所におけるサービス提供を自主休業した場合においても適用**されます（前出事務連絡第 3 報 問 3 参照）ので、御検討をお願いいたします。

また、**自主休業は行わないものの**、同じく感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通常の実業所におけるサービス提供と、②第 2 報別紙 1 - 2 の、事業所職員が利用者宅を訪問してのサービス提供の両方を行うこととし、**①②のサービスを適宜組み合わせる場合も、同様の取扱いが可能**（令和 2 年 3 月 6 日付前出事務連絡第 4 報 問 1・2 参照）とされていますので、併せてお知らせいたします。

なお、今後の状況や厚生労働省通知等により、**変更や追加等する可能性**があります。

# 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る通所系サービス事業所の自主休業時や利用者宅に訪問してサービス提供する際等の留意点について

(令和2年3月13日版)

## 1 対象事業所

通所介護、地域密着型通所介護、通所型サービス、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション事業所

## 2 期間

現時点では具体的な想定はできないが、あくまで臨時的取扱いなので、休業等を要しない状況になり次第、通常の事業運営に戻すこと。

## 3 事例別の留意点等

### (1) 完全に臨時休業し、本項(2)(3)のサービス提供も行わない場合

- ア 利用者及びその家族、また担当の介護支援専門員に対し、十分な説明のうえで休業を開始すること。
- イ 休業により他事業所等への利用先変更が必要になる利用者については、円滑に変更できるよう特に配慮すること。
- ウ 今回、30日以内の休業については、一旦休止届提出は不要とするが、休業期間によらず、当課担当者に事前連絡のうえ、別途指定する Microsoft Excel 表で必ず当課に休業情報等をメール送信すること。また再開時は取り急ぎ電話連絡すること。
- エ 現時点では、厚生労働省から休業補償等の情報はなく、また、休業中の介護給付費算定も認められない。

### (2) 通常の事業所内でのサービス提供を休業し、異なる事業所等の場所を使用して、指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合

- 第2報別紙1-1等を通読のうえ、次の点に留意すること。
- ア 感染拡大防止に十分配慮すること。
- イ 使用する場所については、サービス提供に支障がない場所であることが前提になるので、必ず当課担当者に事前相談すること。(前出事務連絡第4報

問3参照)

- ウ 担当の介護支援専門員への相談・協議を経て、利用者及びその家族に対し、サービス提供場所の変更等について十分に説明し、同意を得たうえで場所を変更すること。
- エ 報酬請求については、基本的に通常提供しているサービス費の算定方法と同様の考え方になるが、例えば通常の事業所内でのサービス提供時間が8時間であっても、使用する場所の事情で6時間しか提供できない場合、6時間の報酬区分で算定すること。
- オ 場所の変更により必要が生じた場合、通所介護計画等を変更すること。
- カ サービス提供記録や加算算定に必要な訓練記録を確実に残すこと。
- キ 場所の変更により、他事業所等への利用先変更が必要になる利用者については、円滑に変更できるよう特に配慮すること。
- ク 休止届提出は一旦不要とするが、別途指定するMicrosoft Excel表で必ず当課に休業情報等をメール送信すること。また通常の事業所内でのサービス提供再開時は取り急ぎ電話連絡すること。
- ケ 現時点では、厚生労働省から休業補償等の情報はなく、また、サービス提供していない利用者分の介護給付費算定も認められない。

**(3) 通常の事業所内でのサービス提供の休業／継続によらず、利用者からの連絡体制を整えた上で、職員が利用者宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合**

第2報別紙1－2等を通読のうえ、次の点に留意すること。

- ア 感染拡大防止に十分配慮すること。
- イ 担当の介護支援専門員への相談・協議を経て、利用者及びその家族に対し、居宅でのサービス内容や自己負担額の仕組みなどについて十分に説明し、同意を得たうえでサービス形態の変更を開始すること。
- ウ 事業所におけるサービスと同様の内容・時間は必ずしも求めないが、できる限りの必要なサービスを提供すること。
- エ 訪問によるサービス内容に応じた通所介護計画等を作成すること。事前に利用者に必要な説明の上で一定の同意を得られていれば、事後作成でも可とする。

オ この取扱いは、「利用者宅で通所系サービスの提供を行う」という趣旨なので、通常時の個別サービス計画から逸れた行為（家事援助など）は計画に位置付けないこと。

カ 通常時食事を提供している場合、居宅に食事を配達することも可とするが、次の保健所 HP の配食サービスの項を参考に、食中毒防止の観点から温度・衛生管理等には十分注意すること。

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/info/fukushiservice.html?mode=preview>

キ 送迎減算は不要だが、訪問に要した移動時間は提供時間に含まない。

ク 一日に算定できる報酬の上限は、居宅サービス計画書で位置付けられた時間区分の**単位数**を上限とする。

ケ 必要があれば、一日複数回の訪問も可とするが、**前回訪問から 2 時間未満の間隔で訪問が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算**すること。

【ク・ケの具体例】通常時、8 時間の通所介護を提供し、659 単位を算定している要介護 1 の利用者に、

① 9～12 時と 15～18 時に各 3 時間訪問してのサービスを提供した場合  
間隔が 2 時間以上なので、合算は不要だが、3 時間（364 単位）× 2 回では上限の 659 単位を超過するので、8 時間の区分で算定する。

② 9～12 時と 13～16 時に各 3 時間訪問してのサービスを提供した場合  
間隔が 2 時間未満なので、合算して、3 時間 + 3 時間 = 6 時間の区分（575 単位）で算定する。

コ 加算算定に必要な訓練等も、目標に応じ訓練項目に準じた、できる限りの訓練等を提供した場合に加算算定可とする。

なお通所介護の個別機能訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）を併算定する場合、それぞれの目標に応じた別の訓練を提供し記録すること。また同加算（Ⅱ）に係る訓練は、通常専従の機能訓練指導員による訓練実施が要件だが、他職種の職員が訪問し、同様の訓練を実施していれば可とする。

サ 通常時のサービスで入浴介助を提供している場合、利用者宅等の浴室で算定に必要な入浴介助を提供できれば、入浴介助加算算定可とする。

シ サービス提供記録や加算算定に必要な訓練記録等を確実に残すこと。

ス 訪問によるサービスへの移行により、他事業所等への利用先変更が必要になる利用者については、円滑に変更できるよう特に配慮すること。

セ 通常の事業所内でのサービス提供継続の有無によらず、当課担当者に事前

相談のうえ、別途指定する Microsoft Excel 表で必ず当課に休業情報等をメール送信すること。また通常の事業再開時や訪問によるサービス終了時は取り急ぎ電話連絡すること。

ソ 現時点では、厚生労働省から休業補償等の情報はなく、また、サービスを実施しない利用者分の介護給付費算定も認められない。

#### 4 備考

- (1) 今回取扱いは、あくまで臨時的なものであることから、原則として運営規定の変更は要しません。
- (2) これまでの厚生労働省の通知等や、新型コロナウイルス感染症の影響による経営状況悪化に対する融資制度や相談窓口は、本市ホームページを参照願います。

[http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/shingata\\_corona.html](http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/shingata_corona.html)

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課  
事業指導係 各サービス担当者  
TEL 211-2972 Fax 218-5117